⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　18単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　16単位
⑽　入所定員が91人以上100人以下の場合　14単位
⑾　入所定員が101人以上110人以下の場合　13単位
⑿　入所定員が111人以上120人以下の場合　12単位
⒀　入所定員が121人以上130人以下の場合　11単位
⒁　入所定員が131人以上140人以下の場合　10単位
⒂　入所定員が141人以上160人以下の場合　9単位
⒃　入所定員が161人以上180人以下の場合　8単位
⒄　入所定員が181人以上の場合　7単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が30人以下の場合　49単位
⑵　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑶　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑷　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑸　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑹　入所定員が71人以上の場合　18単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が５人以上10人以下の場合　148単位
⑵　入所定員が11人以上20人以下の場合　74単位
⑶　入所定員が21人以上30人以下の場合　49単位
⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　37単位
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　29単位
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　18単位
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　16単位
⑽　入所定員が91人以上の場合　14単位

ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合
⑴　入所定員が50人以下の場合　29単位
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　24単位
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　21単位
⑷　入所定員が71人以上の場合　18単位

４　職業指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

５～９　（略）

４　職業指導員を１以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

５～９　（略）